解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年九月九日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十八日

宮城県柴田郡大河原町字新南一九番地
大河原町広表土地区画整理組合
代表清算人　角田　哲男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十八日

岐阜県大垣市丸の内二丁目二九番地大垣市
役所厚生課内
社団法人養成社
清算人　鈴木　一朗

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年一月三十日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十八日

愛知県西尾市神下町八番地
西尾吉山土地区画整理組合
清算人代表　鈴木　正勝

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年十月二十三日、徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十八日

徳島県三好郡東みよし町加茂三三六〇番地
東みよし町土地開発公社
清算人　田岡　孝義

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年一月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十八日

千葉県習志野市茜浜一丁目一〇番地の二
千葉県トラック厚生年金基金
清算人　西郷　隆好

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月十八日延岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月十八日

宮崎県延岡市東本小路二番地一
延岡市多々良土地区画整理組合
代表清算人　新名　敏昭

配当公告

東京都新宿区新宿二丁目一五番二二号
破産者　株式会社エル・アンド・ジー

右の者に対する東京地方裁判所平成十九年（フ）第二一七九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三二、九三一、五五三、七四二円
うち優先的破産債権　金二七、二〇〇円
一般破産債権
金三二、九三一、五二六、五四二円

一、配当することのできる金額
金六九八、四九三、四二二円

平成二十七年二月十八日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三一階　成和明哲法律事務所
破産管財人　福田　大助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所北海道赤平市字赤平六三七番地
被相続人　亡　土屋　カセ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目　タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所北海道芦別市頼城町一番地
被相続人　亡　阿部　ヤヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目　タイムスビル六階　札幌リアル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市新大町一二二番地、最後の住所岩手県花巻市天下田四八番地四
被相続人　亡　黒澤　境子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号
相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市新大町一二二番地、最後の住所岩手県花巻市天下田四八番地四
被相続人　亡　黒澤　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号
相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町黄金町一一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原一九〇番地　女川町総合運動公園内
相続財産管理人　司法書士　若松　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区向山一丁目四番地六、最後の住所宮城県仙台市太白区向山一丁目三番二五号
被相続人　亡　渡邉　一史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

宮城県仙台市青葉区春日町七番三五号
相続財産管理人　坂本　宗胤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市犬田一三〇二番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉田　孝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

茨城県水戸市赤塚一丁目三九三番地の一八
事務所茨城県水戸市大町三丁目一番二四号
はばたきビル
相続財産管理人　弁護士　谷萩　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市月出里五六五番地一〇、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字布佐一八七六番地四三
被相続人　亡　小畑　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月十八日

事務所茨城県土浦市桜町三丁目七番二号横山ビル一階奥庭法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥庭　修